

## 5 衛生と医療

### (5) 被害

#### 人及び住宅に関する被害 〈作表〉

(次ページ)

### (1) 衛生組合

### (一) 衛生

『城崎郡役所事績』

#### 第十章 衛生

(中略)

#### 第二節 伝染病及保健

(中略)

#### 二、衛生組合と衛生思想の普及

伝染病予防は衛生組合の活動に俟つこと多きを以て、  
明治三十一年中〔城崎郡〕郡内各町村大字毎に衛生組合を編成せ  
しめ、組長・副組長・委員を設置して春秋二回の清潔  
法を勧行せしめ、伝染病の予防及早期発見に努め、其

人及び住宅に関する被害（『北但震災誌』から摘記し、横書きに改めた。城崎郡関係）

町村名	罹 災 戸 数							罹 災 人 口				
	罹災前戸数	焼失	全漬	半漬	破損	計	焼失	全漬	半漬	破壊	計	罹災前人口
豊岡町	2,178	1,000	257	503	489	2,249	1,817	87	372	387	2,663	11,097
五庄村	677	—	56	20	421	497	—	22	3	5	30	3,293
田鶴野村	444	—	102	118	208	428	—	31	7	23	61	2,311
新田村	480	—	28	121	331	480	—	15	44	74	133	2,449
八条村	368	—	13	42	224	279	—	13	32	113	158	1,910
三江村	408	—	15	50	125	190	—	8	18	29	—	4,434
港村	742	148	369	170	96	783	45	236	136	220	637	33
中筋村	498	—	9	40	254	303	—	22	50	248	320	2,767
奈佐村	420	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,231	1
城崎町	702	548	—	6	88	642	341	14	24	32	411	3,410
												261
												198
												11
												470

豊岡町（『乙丑震災誌』上巻による確定被害）

死 傷 者		罹 災 家 屋				
死	傷	罹	災	家	屋	
死亡	重傷	軽傷	計	全焼	全漬	半焼
88	139	157	384	1.031	257	33

の発生に際しては予防及撲滅に努めしむ。明治三十六

年県令第五十二号に依る衛生組合規約標準に基き、組合總数二百四十七に対し更に規約を作らしめ之が認可

を受けしめたり。(下略)

大字津居山管理者 御中

港村ノ内津居山村衛生組合規約

(2) 津居山村衛生組合規約

津居山区藏

医第六四号

衛生組合ノ件ニ付テハ過般御会同ノ節及御談示候通、  
目下伝染流行病有無ニ拘ラズ一般ニ設置可致筈ニ有之、  
尚又其筋ヨリ至急該規約井組長人名等報告可致旨、照  
会ノ次第モ有之候条、右御了知早々其手運相成度、此  
段為念及御照会候也。

明治廿三年九月十六日

城崎郡港村役場

第三条 当組合ハ港村ノ内津居山村ヲ組合区域トシ、  
組長一名及組合区域ヲ六区域二分チ一区域毎ニ武名  
ノ什長ヲ置ク。但シ、任期二ヶ年トス。  
第四条 每年初夏ノ候ニ至リ村長ヨリ大掃除施行期日  
ノ通達アリタルトキ、組長ハ之ヲ什長ニ伝ヘ組合  
内・定期ノ大清潔法ヲ施行シ、又伝染病・流行病ノ  
兆アルトキハ臨時之ヲ施行ス。其順序左ノ如シ。

一家屋ノ内外井ニ床下ヲ掃除シ、湿地或ハ不潔ノ

第八条 日当報酬又ハ実費額ハ、年末ニ至リ組合総会ノ議決ニ依リ賦課徵収スルモノトス。

箇所ヘハ生石灰ヲ撒布スル事

二 下水ヲ浚渫シ、井戸ノ破損處并ニ悪水ノ浸入等

ヲ修理スル事

第五条 流行病アルトキハ組長及什長ハ其受持区域内

ヲ時々巡視シ、下水溝其他不潔ノ箇所ト見認ムルト

キハ該家へ掃除ヲ促シ清潔法ヲ行ハシメ、予防ノ注意ヲ促スモノトス。

第六条 流行病アルニ際シ伝染病患者アルトキハ直ニ

受持什長ニ、什長ハ之ヲ組長ニ、組長ハ村役場ニ通

知スルト共ニ其病家ニ臨ミ、嚴重ニ手当ヲナシ近隣

ニ予防法ヲ指示スルモノトス。

第七条 組長及什長ニハ其職務ニ從事シタル日ニ限り

日当トシテ金拾錢ヲ給ス。組合内伝染病患者アリタ

ル場合ニハ、幾分ノ報酬ヲ与フルモノトス。但シ、

実費ヲ要シタルモノハ組合総会ニ報告シ、之ヲ請求

スル事ヲ得。

(以下、一九七名氏名略)

右ノ条々確守履行セン事ヲ誓ヒ、組合員一同記名捺印スルモノナリ。

明治二十三年九月 日

港村ノ内津居山村

木下 勘兵衛

木下 金次郎

坪上 市左衛門

船谷 市松

瀬渡 源助

丹後谷 藤藏

(3) 春季清潔法実施通知

「豊田区文書」 豊岡市蔵

一 小田井全部	四月五日
一 新屋敷町	四月六日
一 竹屋町・滋茂町	四月七日
一 久保町・永井町・寺町	四月九日
一 本町・生田町	四月十日
一 小尾崎町・新町	四月十一日
一 京口町	四月十二日

人二第三一〇号ノ一

左記ノ日割ヲ以テ春季清潔法施行候条、別紙寒施方法  
書二拝り可成緻密ニ施行候様、一般へ嚴重ニ御通示可  
有之、此趣及通知候也。

追テ施行ノ当日ハ警官并町吏員実地ニ臨検可致候条、  
其旨一般へ通示置有之度候。

明治廿年四月二日

清潔法実施方法

下水溝渠等掃除ノ事

一、宅地内外及街路ニ添フタル下水溝渠等ハ浚渫シ、  
汚水ノ停滞セサル様掃除シ、生殖セル雜草ハ取除ク

豊岡町役場

豊田町 管理者御中

事

二、下水溝渠ニハ土砂塵芥ノ流入ヲ防キ、破壊若クハ

不完全ナルトキハ相当ノ修繕ヲ為ス事

施行日割

四月四日

一 街路便所

三、下水溝浚渫ノ際、污水ヲ道路ニ撒布シ又ハ汲揚ル

事ナク其放流セシメ難キモノハ桶ヲ以テ運搬器トナシ、汚水游泥共ニ汲ミ揚ケ耕地其他支障ナキ場所ニ汲除ス可シ。

#### 井戸及其近傍掃除ノ事

一、井底ニ塵芥泥土アルトキハ之ヲ浚渫シ、又井戸側

堀抜井水溜等ニ付属シタル水垢青苔等モ掃除シ、井戸ハ浚渫ノ後多量ノ砂利ヲ投入スル事

二、釣瓶ニ水垢ノ付着シタルモノハ掃除シ、其釣瓶繩

ノ腐朽ニ属シタルモノハ取換フル事

三、桶井戸側ノ腐朽、又破損シタルモノハ之ヲ修理シ、

井戸端流ノ場ハ石・漆喰又ハ板ヲ以テ之ヲ作り、其破損又ハ粗造ノモノハ修理スル事

四、使ヒ水ハ適當ノ溝渠ニ放流セシム可シ。若シ其便

宣ナキトキハ陶器又ハ桶喰壺ニ溜メ、時々之ヲ汲取ル様予メ準備シ置ク事

#### 塵芥掃除ノ事

一、各家ノ塵芥溜ハ桶又ハ箱等一定ノ容器ヲ備ヘ、若クハ板囤ヲ為シ時々除却ノ方法ヲ設クル事

二、塵芥ハ多量ニ堆積セサル様、人家ノ隔リタル場所ニ運搬シ、焼却又ハ棄却スル事

但シ、時々石灰ヲ撒布スル事

#### 床上・床下掃除ノ事

一、床上ハ清潔ニ掃除シ、畳・席、其他湿氣ヲ帶ヒタ

ル物及湿氣ヲ引キ安キモノハ悉ク日光ニ曝露スル事二、床下ハ塵芥ヲ掃除シ、卑湿ナルトキハ石灰又ハ乾燥シタル砂ヲ撒布スル事

三、床下ニ雨水浸入ノ恐アル場所ハ、相當ノ土砂ヲ填補スル事

#### 炊事場掃除ノ事

一、炊事場ハ總テ飲食物ヲ取扱フ所ナレハ最モ清潔ナルヲ要ス。又、石造ト木造トヲ不問、流シ場ハ毎ニ

洗滌シテ水苔ヲ除去シ、其能ク流放シ得ベキモノハ

日光ニ乾カシ其破損スルモノハ修理スベシ。

二、流シノ下ハ常々湿润ナルヲ以テ漆喰叩キトナスヲ

要ス。若シ、為シ得ザル事情アルモノハ時々掃除シ、

石灰ヲ混入シタル精砂（石灰「一分又ハ二分」・精砂

「三分」・豆砂利「六分」）ト取替ヘシム可シ。

便所掃除ノ事

一、便所及其周囲ハ可成陶器・石材・煉化<sup>(瓦)</sup>・タゝキヲ

以テ構造スルヲ要ス。

二、便池及ヒ周囲ノ破損シタルモノハ直ニ修理、又ハ

取替フル事

三、糞便ハ充溢セシメサル様、時々汲取ル事

四、便所ノ戸柱・踏板等不潔ナルモノハ湯又ハ水ニテ

能ク洗滌ス可シ。殊ニ引手其他、手ノ触ルゝ場所ハ

最モ能ク注意スベシ。

五、便所付属ノ手洗所ハ毎ニ清潔ニ掃除シ、水垢・青

苔等ノ生セサル様時々洗滌ス可シ。

#### 清潔法施行順序

一、家屋内外宅地沿ヒノ下水・塵芥溜等ハ施行当日内

ニ執行スル事

但シ、当日万不得止差支アルトキハ町役所ニ届出、

施行後日ノ指揮ヲ受ク可シ。

二、修理新設等ハ執行ノ際、相当日限ヲ定メテ之ヲ命

シ、竣工シタルトキハ検査ヲ受クベシ。

三、清潔法ノ継続ハ衛生組長及衛生什長ニ於テ監督、

厳重執行セシムル事

#### (4) 衛 生 会

「豊田区文書」 豊岡市蔵

本郡未タ衛生会ノ設ケナシ。此レ吾人ノ遺憾トスル処

今日諸種ノ事業、皆將ニ盛ニ二月ニ進歩シツツアルニ方リ独リ衛生上ニ於ル志士團体ナク、又タ之レヲ攻究スルノ機関ナキハ亦タ一ツノ欠点タリ。予等切ニ冒瀆ノ責ヲ負ヒ、茲ニ発起者タルモノ偏ヘニ諸君ト共斯道ノ考究ヲ為サントスルニアリ。斯道ヤ実ニ國家ノ義務タリ。諸君請フ、上勅令ノ中央衛生会、又ハ地方衛生会ヨリ、下三十一年県令第五十四号ノ旨意ニ鑑ミ、予等発生ヲ(たゞ)賛ケラレ其目的ヲ達セシメラレンコト敢テ希望ノ至リニ堪ヘザルナリ。

明治三十四年十二月

発起人

(城崎郡長)  
内海忠誨

(他、三十一名氏名、略)

(1) 医 療  
(2) 痘

(第十四条まで下略)

第二条 本会ハ衛生志操發達シ各種ノ方案ヲ講究スルヲ以テ目的トス。  
第三条 每年一回、適宜ノ場所ニ於テ定期会ヲ開設スルモノトス。

但、必要ニ応シ会頭ノ意見ヲ以テ臨時会ヲ開クコトアルベシ。

第四条 定期・臨時開会時日、場所ハ会長(頭)ヨリ会員ニ通知スルモノトス。

第五条 本会ハ町村毎ニ支部ヲ置ク。但、支部ノ経費ハ其支部ノ適宜トス。

第一条 本会ハ私立城崎郡衛生会ト称ス。

城崎郡衛生会々則

〔豊岡県布達〕

区長

戸長

用係

種痘ノ儀ハ児童ノ天廃ヲ救テ其天生ヲ保タシムルノ仁術ナル事、世人ノ知ル所ナリ。故ニ、来ル四月廿日ヨリ県下病院ニ於テ日々八時ヨリ十二時迄ノ間、施方候条、未夕種痘不致者ハ病院ヘ申出、種術相受ヘク、尤モ謝トシテ一人ニ付、六錢二厘五毛其節相納ムヘキ者也。

追テ県地隔遠ノ者ハ、其土地最寄ノ種痘場ニ於テ相受候儀、隨意タルベシ。

明治六年三月二十八日

豊岡県

大野権参事

正権区長

『豊岡県史』

夫<sup>(それ)</sup>医ノ業タルヤ司命ノ重任ニシテ人間一日モ欠クヘカラサルハ、人々得テ知ル所ナリ。故ニ能其方ヲ得ルトキハ、民生ノ寿考ヲ亨有シ、身躰ノ健康ヲ培殖シ、

以テ國家ヲシテ無限ノ幸福ヲ受ケシム。若其之ニ反スルヤ天札<sup>(折)</sup>禍害踵ヲ旋ラサスシテ往々言ニ忍シサルモノ

アリ。嗚呼、懼レ且慎マサルヘケンヤ。然シテ、朝廷至渥ノ恩旨ヲ垂及シ大二人民保護ノ道ヲ拡張シ、天下

ヲシテ泰平ノ化ニ沐シ各自其処ヲ得セシメントスルノ際ニ当リ、宜シク此術ヲ講究シ人民ノ性命ヲ保全シ投

剤治方一モ誤リナキノ域ニ至ラシムルモノハ実ニ地方官ノ所任ニシテ一日モ忽ニ<sup>(ゆるがせ)</sup>スヘカラス。是ヲ以テ本県曩<sup>(さき)</sup>ニ豊岡・福知山等ニ病院ヲ設立スト雖モ管内広袤殆ント四十里、其遠隔ノ村落・山間ノ僻地ニ至リ

(2) 医学校

テハ更ニ其沢ヲ被ムル能ハス。加之、方今府下ニ於テハ泰西各国ノ医術ヲ研究シ、日ニ月ニ其精妙ヲ極メ皇國医術ノ面目ヲ一新セリ。然シテ本県ノ如キ山陰ノ一方ニ僻在スルヲ以テ概從來ノ陋習ヲ脱却スル能ハス。

豈遺憾ノ至リナラスヤ。<sup>(そもそも)</sup>抑、明治八年三月府下医術

開業ノ試験法発令アリ。本年又各地方ニ該則ヲ領布ノ

令アルニ至ル。是ニ由テ之ヲ視レバ<sup>(未だままで)</sup>益満天下ノ医生

ヲシテ将来医術ノ方向ヲ定メ其精妙ノ真理ヲ得セシメ、

僻陬僻隅一モ不幸非命ノ死ヲ受クルナク痼疾廢疾ノ患

ヲ免レシメントス。地方人民孰モ至仁ノ朝意ヲ感戴セ

サル者アランヤ。因テ一良教師ヲ上国ニ聘シ第一大区

豊岡病院内ニ於テ医学校ヲ設立シ、広ク管内ノ医生ヲ

薦陶シ傍ラ患者ヲ診察シ治療ノ方法ヲ授ケシメ、<sup>(かみ)</sup>上八

以テ朝意ノ渥ニ報答シ、<sup>(下ハ)</sup>以テ管下五十万ノ生靈ヲ

シテ天賦ノ幸福ヲ完受セシメント欲ス。<sup>(いやしく)</sup>苟モ医員タ

ルモノ宜シク此意ヲ体認シ、卓爾ノ活眼ヲ開キ、将来

ノ方向ヲ定メ、奮發興起相率ヒテ茲ニ從学シ、以テ精妙ノ科芸ヲ講究スヘシ。而シテ患疾ノ者、忌憚ノ念ナク來テ診察ヲ乞ヒ治療ヲ受クベシ。其開校日限及諸規則ノ如キハ追テ可相達モノ也。

但、入学規則ハ別冊ノ通り可相心得、且又医学校病

院等ノ義ハ拳国一般戮力設立可致ハ人民ノ義務ナレ

ハ其資金ノ如ハ全ク官ニ仰グノ理ナシ。然レトモ方

今人民ノ情態未ダ茲ニ至ラズ、依テ格別ノ詮議ヲ以

テ當今別紙資本概則ノ通、相定ムルモノトス。而シ

テ有志ノ輩ハ寄付金差許スヘク候条、金額ノ多少ニ拘ラス出願イタシ、<sup>(いよいよ)</sup>愈以テ隆盛ニ趣候様各自注意可致事

### 〔別紙〕

医学校及病院資本概略

一 金千五百円 管内民費タルヘシ。尤、格別ノ詮

議ヲ以、地租百分一ノ内ヨリ充当

スルモノトス。

一 金五百円

管内惣医員五百名ヨリ拠出スルモ

ノトス。其方法ハ追テ達スヘシ。

一 金七十二円

管内種痘医七十二名ヨリ拠出スルモ

ノトス。其方法前ニ同シ。

一 金六百円

官ヨリ扶助ス。

合計二千六百七十二円也

右ノ所ニ 二千〇六十六円ハ消費シ、残金六

百〇六円ハ年ニ積置、後來拠出ノ金額ヲ減少

スルノ見込トナス。

(下略)

定ムルモノトス。

一 正則生ハ校中へ入塾セシメ、人員ノ定限ヲ立テ、

正科ヲ教ユルモノトス。

一 変則生ハ其住居ノ遠近ニ従ヒ毎日或ハ一ヶ月若干日、或ハ一ヶ月若干日、便宜上校質問講究等致

スモノニテ、則正則生ヲ除ノ外、管内一般開業医員ヲ以テ該生トナスモノナリ。其詳細規則ハ追テ定ムルモノトス。

○

正則生入学心得

第一条(略)

第二条

生徒ノ員ハ当分五十人ヲ限リトス。

第三条

校中正変二科ヲ以テ教導スルモノトス。其部分左ノ如

医学校生徒入学心得緒言

第一条

校中正変二科ヲ以テ教導スルモノトス。其部分左ノ如

生徒ノ年齢ハ満十四年以上、三十年以下タルヘシ。

但シ、才行学力衆人ニ超越スル者ハ此限ニアラス。

(下略)



明治九年四月二十八日

医務取締職務仮章程

(中略)

第三条

区内医学校病院及鉱泉等取締ノ事

(下略)

○明治九年八月二十一日、豊岡県は兵庫県に合併、豊岡県病院は兵庫県豊岡病院と改称したが、この経過の中で医学校構想も消えたと見られる。

(4) 獣医局開設

人一第五二〇号ノ二

「豊田区文書」 豊岡市蔵

(3) 公立豊岡病院

『明治十六年地方巡察使復命書』 三二書房版

豊岡病院 収入金ト協議費ヲ以テ維持ス。

医員 四人 入院患者 九拾三人

外来患者 四千八百武拾弐人

院長松岡茂章、外ニ医員三人。該院ハ明治六年旧豊岡  
県ニ於テ設立シ、其後十三年マテ但馬全国ニテ之ヲ維  
持シ来リシカ、十四年度ヨリ城崎一郡ニテ維持セリ。

入院患者(マ)一人、外来患者日々五、六十人。

今般、公立豊岡病院内ニ於テ獸医局開設候條、自今牛馬疫其他家畜病有之節ハ直ニ同院ニ申出、診察相受候様、各大字内一般へ御通示相成度、此段及御照会候也。

明治廿七年十月一日

豊岡町役場

豊田町管理者

永野 濶殿

(5) 産婆・看護婦養成所の生徒募集

「豊田区文書」 豊岡市蔵

地五第五三号

本県産婆及速成看護婦養成所ニ於テ、本年四月一日ヨリ産婆・看護婦各生徒入学許可相成候ニ付、其町内ニ於テ適當ノ志願者精々御勧誘相成度、而シテ志願者ハ三月十日迄ニ願書差出候様致度、此段及通知候也。

(6) 施療券

「豊田区文書」 豊岡市蔵

五第五五一号

当豊岡町内滋茂町舟木良吉ヨリ同医院創業以来満十五年ト相成、之カ祝意ヲ表スル為メ当郡内貧困者へ施療券壹千枚寄贈セラレタル趣ニテ、郡役所ニ於テ各町戸数ニ割当テ配付相成候條、別券及交付候間、可然御取計相成度、此段及通知候也。

追テ、施療裏書ノ通り施療期ハ本年九月限りニ候条、

追テ食費ハ一ヶ月四円五十銭、最初被服料三円ヲ要スレトモ町費ヲ以テ補助ス。

産婆ハ年齢満十九歳以上、看護婦ハ満十八歳以上ニシテ、身体強健・品行方正・性質善良ノモノニ限ル。

(明治三十四年一月廿一日 豊岡町役場)

配布ノ際注意置相成度也。

明治廿四年六月十四日

豊岡町長 原 庄七

### 理由

#### (7) 公立豊岡病院移転問題

豊岡市蔵

第八三号議案  
公立豊岡病院ノ移転問題ニ付、別紙意見書ヲ同病院  
管理者宛提出セムトス。

昭和六年八月六日提出

豊岡町長 滝野彦次郎

右原案ノ通、議決確定

昭和六年八月六日

(別紙)

意見書

公立豊岡病院ハ同組合設立ト共ニ本町ニ設置セラレ、  
爾來數十年ノ星霜ヲ経テ今日ニ至レルモノニテ、本町  
民ハ同病院ニ対シテ伝統的愛着心ヲ有スルト共ニ其本  
町ニ存置サレアルコトヲ本町ノ誇リトシ、而シテ同病  
院ガ近時益々發展シツゝアルコトヲ大ナル欣ビトセル  
モノナリ。

斯ノ如キ実情ニアルヲ以テ、今回同病院移転ニ伴フ敷  
地ヲ選択セラルゝニ当リ本町ハ貴組合ニ対シ從来同病  
院ノ所在地トシテ前陳ノ如キ特別ノ関係ヲ有セル本町  
ノ意見ヲ容ルゝノ雅量ヲ示サレンコトヲ切望スルモノ  
ナリ。

位置ヲ之レガ敷地ニ決セントシテ進行セラレアリト。

若シ斯ノ如キ事実アリトセバ、維レ本町ノ忍ビ難キ苦

痛トスル所ナルヲ以テ、希クバ本町ノ意志ト合致スル

敷地ヲ得ルマデ右病院移植ヲ延期セラレンコトヲ切望

スルニ依ルモノナリ。

右、町会ノ決議ニヨリ意見書及提出候也。

昭和六年八月六日

豊岡町長 滝野彦次郎

公立豊岡病院組合

管理者 伊地智三郎右衛門殿

(1) 伝染病火葬場  
(3) 火 葬 場

妙楽寺区蔵

但馬国城崎郡妙楽寺村字大谷四番  
山林七反九畝拾四歩

一 伝染病火葬場 拾歩 同村持主

石田源左衛門

右、客年当県乙第百四拾七号御達シニ基キ前書ノケ所  
ヲ区画シ妙楽寺村小尾崎村伝染病死者火葬場ニ取設ケ度、尤其  
汚穢物・排泄物等ノ義モ同場内ニ於テ焼却見込ニ有之  
候条、御差支ノ兼無之哉、実地御検査ノ上、何分ノ御  
指揮相成度、凶面相添此段奉伺候也。

城崎郡妙楽寺村

明治十四年三月十六日

持主 石田源左衛門

同地主惣代 友田八郎左衛門

同衛生委員 友田義左衛門

同郡小尾崎村衛生委員ヲ兼

惣代 友田伊右衛門

戸長代理用係り 山川又右衛門

伝染病火葬場取設ニ付同

兵庫県令 森岡昌純殿

「書面伺ノ趣、実地遂検査候處支障無候条、地種組替ノ  
義更ニ可願出事」

明治十五年二月十四日

兵庫県令 森岡昌純

(2) 火葬場使用料

〔豊田区文書〕 豊岡市蔵

豊岡町火葬場焼屍料規定

一 燃屍ヲ委托セントスルモノハ、左ノ区別ニ依リ焼

屍料ヲ隠亡夫ヘ支払フモノトス。

ノトス。

明治三十三年三月廿六日

一等	等差	金額
三円五十銭	燒屍料	區別
自町税等級		
至五等		

二等	三等	四等	五等	六等	七等
式円五十銭	式円	式円五十銭	自十六等	自十一等	自六等
			自廿六等	至十五等	至十等
		壹円五十銭	自廿一等	至二十等	
			至廿五等		
		七拾五銭	自廿六等	至三十五等	
			至四十等		
五拾銭	自三十六等				

但、十五歳以下ハ各等ノ半額トス。

二 前項ノ例ニ依リ難キ一時滯在者ニアリテハ、其

時々相当ノ額ヲ定ムルモノトス。

三 委托人ハ、火屍料ノ外、薪炭ハ現品、或ハ料金ヲ  
相渡スベシ。代金ヲ以テ支払フ場合ニアリテハ、金  
三拾錢以内トス。

四 本規定ハ、明治三十三年四月一日ヨリ実行スルモ  
ノトス。

城崎郡豊岡町役場

西京往還

但馬国城崎郡

京口町・塩津村ノ間

地元  
大磯村

一 氣多川

渡船定賃錢

錢拾文

人壹人

同拾文

武人持已上ノ荷物

壹荷二付

牛馬壹疋

同式拾文

人壹人

但、定水増水夫武人已上差出候節ハ水主壹人

二付、賃錢壹倍増。尤、士族卒等ハ無賃錢二

御座候。

但馬国城崎郡ノ内、往還渡船調帳

辛未  
(明治四年)

豊岡縣

七月  
一 川幅三十六間、定水式丈、緩流ニ御座候。

一定水ヘ壹丈三尺増ニテ通路留メ、壹丈三尺ヨリ落

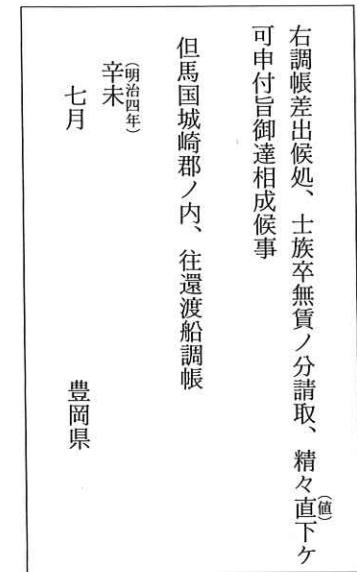
右調帳差出候處、士族卒無賃ノ分請取、精々直下直下ケ  
可申付旨御達相成候事

(表紙)

(1) 城崎郡渡船調

(一) 渡 船

舟木直光氏藏



同參拾文

牛馬壹疋

同拾五文

式人持已上ノ荷物

右ハ旧来ノ仕来リ取調候処、書面ノ通り御座候。以上

辛未七月

豊岡藩(マメ)

錢拾五文

人壹人

渡船定貲錢

地元  
日撫村但馬國城崎郡  
日撫村・六地藏村ノ間

一 氣多川

丹後國久美浜往還

一 平常通船壹艘渡船貯ヲ以、越立致シ候。非常多人  
數通行有之節ハ隣村大磯村ヨリ助船差出候。一 川場免地等無御座候。  
一 金銀米錢等手当トシテ下ケ渡候義無御座候。  
一 川場免地等無御座候。但、定水増水夫式人以上差出候節ハ水主壹  
人ニ付、貯錢壹倍増。尤、士族卒等八以下、空白  
崎郡津居山村海へ落出候。

一 水元ハ但馬國朝來郡生野銀山ヨリ流來リ、同國城

但、通船長四間、胴間五尺、平常水主壹人乗。

一 川幅百間、定水六尺、緩流ニ御座候。  
一 定水ヘ壹丈四尺増ニテ通路留メ、壹丈四尺ヨリ落  
水相成候ヘハ通路相開キ候。一 平常通船壹艘渡船貯ヲ以、越立致シ候。非常多人  
數通行有之節ハ隣村六地藏村ヨリ助船差出候。  
但、通船長四間半、胴間五尺、平常水主壹人乗。  
一 金銀米錢等手当トシテ下ケ渡候義無御座候。  
一 川場免地等無御座候。

水相成候ヘハ通路相開キ候。

人ニ付、貯錢壹倍増。尤、士族卒等八以下、空白

(表紙)

同八文  
式人持已上ノ荷物

壹荷二付

同拾六文

辛未七月中差出候處、士族卒無賈ノ分請取、直下

ケ御達ニ付、尚又調直シ差出候扣帳

直下

但、定水増水夫式人已上差出候節八  
水主壱人ニ付、賃錢壱倍增ニ御座候

(以下、略。前帳に準ずる)

但馬国城崎郡ノ内、往還渡船調帳

(明治四年)

九月

豊岡県

西京往還

但馬国城崎郡

京口町・塩津村ノ間

地元  
大磯村

渡船定賃錢

錢拾貳文

渡船定賃錢

錢八文

人壻人

同式十四文

牛馬壹足

式人持已上ノ荷物

人壻人

地元

23

壹荷二付

牛馬壹正

(以下、略。前帳に準ずる)

右ハ渡船賃直下ケノ義、被仰出候ニ付、取調候處書面  
ノ通ニ御座候。以上

辛未九月

豊岡県

○「豊岡県史料」には明治六年十月二十三日付の同文のもの  
もある。

## (2) 渡船賃錢

「豊岡県布達」

〔第拾壹号〕  
〔明治〕五年十月十九日

当管内渡船賃錢ノ義、近來猥ニ相成、纔ノ川場ニテ不  
當ノ賃錢ヲ乞請、其余夜渡シ・増水等ノ節ハ大抵見掛  
取ノ弊習モ有之哉ニ相聞、方今諸道便宜ノ方法・御施  
設ノ折柄、以ノ外ノ事ニ候。仍之、今般更ニ可令改正  
候間、川場ノ広狭・水流ノ緩急ニ応シ定額賃錢ハ勿論、

夜増シ・増水等ノ区別ヲ以、至当公平ノ賃錢精密取調、  
來ル廿五日限、無遲延可申立事  
右ノ通相達候条、得其意取調可差出、且部内渡船場無  
之向ハ其旨可届出者也。

「御用留」田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

川々渡船場ニ於テ多人数ニ及候迄行旅ヲ留置候弊習  
有之趣、以ノ外ノ義ニ付、今般調査ノ上、賃錢相定  
候条、士民一般公私ノ差別ナク賃錢之ヲ受取、譬へ  
壱人タリ共、速ニ出船可致事

豊岡県

明治六年八月  
〔豊岡県史料〕は六月)

権參事 大野右仲

右御達ノ赴及定額賃錢共、左ノ雛形ノ通、通川場へ  
掲示可致者也。

豊岡県

駅遞係

立野村  
今森村

〃 〃

津居山村

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

増 割			錢 賃			人力車賃錢表	明治廿年十一月改正	
一 時 間	待	夜 中 同 上	夜 道 路 泥 濘	先 陰	一 人 乘	難 道	平 道	區 別 錢
五	五	三	二	二	五	十 錢 以 內	九 錢 以 內	一 里
割	割	割	割	倍	割	各		
区								
生	和	八	江	出	久	湯	豐	豊岡ヨリ
野	田	鹿	原	石	美浜	島	岡	里
廿十三	廿三	廿三	廿三	三	廿三	廿二	程	程
五 丁里	六 里	八 里	九 里	三 里	一 里	二 丁		
錢一 以内 内廿 六	以八 内一 錢	以四 内五 錢	以四 内十七 錢	以二 内十七 錢	以二 内十七 錢	以三 内十六 錢	以二 内十七 錢	質錢額

(1) (2)  
人力車・馬車

豊岡市蔵

内 町		一 半 日	雇 切	三十五 錢	各
一	里	五 丁 每 以 上	七 丁 以 内	五	九 里
六	三	五	七	十	里
	錢	錢	錢	錢	

一 二人乗ト雖、一人ヲ乗載スル時ハ（目方十貫目以上、又ハ車体ノ一半ヲ占ムヘキ荷物ヲ載セサル場合ニ限リ）一人ノ賃錢二同シ。

一 三年以上十年未満ノモノハ二人ヲ以テ一人ト見做ス。但シ、単ニ一人ヲ乗載スルトキハ一人ノ賃錢二同シ。

一 里数ヲ積算スルハ譬へハ數里、或ハ數十里行クトキハ十八丁未満ハ切捨テ、十八丁以外ハ一里ノ賃錢

ヲ与フ。

右ノ通、増額認可候旨、豊岡警察署ヨリ通知有之候条、

為御心得及通知候也。

遂げたりと。

明治三十年十二月二日

豊岡町役場

町管理者 御中

明治四十三年一月一日

出石豊岡間馬車

旧年中は非常の御引立に預り難有御礼申上候。尚

本年も不相変御乗車の榮を賜り度奉願上候。

## (2) 馬 車

『但馬新聞』

明治三十八年(カ)

出石発車	午前六時	同九時	十二時
午後二時			
午前九時	十二時		
午後四時	午後二時		

出石馬車駐車場

藤原松太郎

## (三) 運送

## (1) 播但間近廻り通船計画

『日本金融史資料』

豊岡浚疏会社願

「壬申三月十三日・同十五日済。八等出仕 鈴木 董  
 五月十四日受上局へ出ス」

浚疏会社取建ノ為通用切手発行同

大坂商人山中善右衛門外三人、但・播二州ノ川筋堀  
 広<sup>(ア)</sup>通船便利ノタメ会社取建、準備トシテ同人共有財  
 差出、通用ノ切手發行イタシ度段、豊岡県同ノ趣熟覽  
 仕候處、善右衛門其外有名身元ノ者共ニテ必取締モ行  
 屆成功可仕義ニハ可有之候へ共、詰リ会社取建ノ方主  
 業ニ候上ハ方今一般ノ規則御任意ノ際ニテ、右御一定

不相成内ハ可否難差極置、追テ法則御取設御布告相成  
 候迄見合候方ト存候付<sup>(シテ)</sup>、御指令案左ニ相伺申候。

御指令案

書面浚疏会社取建通用切手発行ノ義、追テ一般法  
 則御取設御布告可相成ニ付、其節迄見合可申事



○  
 大坂商人鴻池善右衛門外三人、本縣上納金為替用相勤  
 居候處、御国益趣法別紙書面ノ通今般申立候。書中、  
 但・播兩州ノ川筋堀広ヶ通船等ノ儀ハ便利莫大ノ事、  
 成業ノ見込篤ト取調、追テ可相伺候ヘ共、会社取建通  
 用切手發行ノ願ハ御省出板<sup>(ママ)</sup>ノ会社弁、立会略則ノ二冊  
 ニ詳細御揭示、願人モ御趣意領承致居候義ニ付、正金  
 弐拾万両為差出、御省ヨリ巡回官員ノ検査受、却テ御  
 規則ニ不振様取扱、正金弔拾万両差出候上ハ弔拾五万

兩迄ノ通用切手発行ノ様イタシ度、右御採用相成候ハ  
ハ立会略則ノ内通用切手仕法ノ章程ニ倣ヒ別紙草案ノ  
通、公告イタシ可申、願人四名ハ有名ノ富家ニテ地面  
其外引当物十分ニ有之、且藩貸ノ分官債証券ニテモ御  
渡相成候ヘハ、右ヲ三、四倍程為引当、差出サセ候テ  
モ猶多分ノ余リ可有之、散札引纏方掛念ノ次第更ニ無  
之、乍去鉄道会社ノ如ク長年季ニテハ其間ノ流幣散札  
ノ摺レ損シ等過慮不少候間、満三ヶ年ヲ限、一旦散札  
引纏メ候上ハ公私ノ便利宜候ハ繼年季相願候共、又  
ハ散布札悉皆引上、再ヒ新切手発行相伺候共、其節ノ  
便宜取計方モ可有之、何分即今ノ処現金廿万両為差出、  
右相當ノ通用切手發行為致候ヘハ、物産繁殖ノ一助、  
堤防川浚官費為致尽力候見込モ有之、目今生野川切割  
ノ御企モ有之候折柄、右但州氣多川(内山)浚疎通船相立候様  
イタシ候節ハ、北方ノ物品輕易ニ南海工運輸被致、其  
利益莫大ノ事ニテ此節不可失ノ機会ニ存候。素ヨリ万

全ノ趣法、弊害モ無之、異日蒙御厄介候筋等決テ無之  
ノ儀ニ候間、御許可被成下度、仍此段相伺候也。

〔明治五年〕  
壬申三月十七日

豊岡県

大蔵省

御中



但馬・丹後一円、丹波三郡(ママ)轄管郡村工公告書

一 正金貳拾万両當社工相備、右金高ニ的當シタル百  
円・五拾円・廿五円・拾円・五円・永百文ヨリ九百  
文迄ノ通用切手ヲ發行スルニ付、右切手ヲ借受又ハ  
諸払ニ受取ヲ迷惑セサル人ニ限、コレヲ渡スヘシ。  
一 右通用切手ヲ新貨幣又ハ各種ノ官札等ニ替ルヲ望  
ム者ニハ、朝八字ヨリタ五字(時)迄ノ間、毎日コレヲ引  
替ヘシ。

一 此切手ヲ西京・大坂工持登リ普通ノ貨幣ニ替ルヲ

望ム者ハ、鴻池善右衛門・鹿島久右衛門・長田作兵衛・長田作五郎店ニテ無遅滞引替ヘシ。

一 右切手ヲ受取コトヲ不好者工強テ可相渡品ニアラス。持運ヒ、仕舞置等ノ便利ヨリコレヲ好ム請ニ応シ相渡スヘシ。

一 豊岡御県厅エ諸納物ニハ差支ナシト雖モ、大蔵省其外工ハ於当社速ニ引替タル後、御県厅ヨリ納ルナリ。

一 当社エ加入利益配分益壹割五分ヲ限ル  
ハ一株百両ト相定候ニ付、右金高フ会社ノ庫中ニ納メタル人工元居金廿万両発起人ヨリ既ニ差出コレアル内ヲユヅルヘシ。

譬へハ、金百両ツツ新加入ノ者三百人コレアル時ハ、発起人ヨリ一時ニ差出シタル武拾万両ノ内三万両相減、三百人ニテ持參ノ三万両ヲ右欠員ニ加、全数二十万両迄ハ此例ニ準ス。拾万両以上ハ加入

ヲ許サス。半數拾万両ハ発起人ノミニニテ出金ノ定期ナリ。

右ハ氣多川並ニ由良川筋浚疏水害防除ノ為メ今般蒙官許三ヶ年ノ間發行致候通用切手ニ付、年限相満猶又及公告候節、散布ノ切手悉皆御持參有之候ヘハ普通ノ貨幣ニ引替候条、右ノ趣承領此切手御取扱可有之、此段及公告候也。

壬申何月

豊岡浚疏会社

但馬・丹後一円

丹波国天田・多紀・氷上三郡

町村々御中



乍恐書付ヲ以奉願候ハ、私共四人ニテ金武拾万両差出置、豊岡会社取建、御支配處丹後・但馬国一円、丹波国天田郡・多紀郡・氷上郡村々工右金高ニ相当仕候

会社通用切手發行被仰付候様仕度、右切手三ヶ国村々ヨリ上納仕候ハハ御国内一般通用ノ貨幣ニ引替、出納寮其外工御達次第速ニ上納取計可申候。右元立金貳拾万兩ノ外猶為引当私共ヨリ旧諸県工貸出高、今般書上候証書元利金三百万兩余ノ内五拾万兩程二重引当トシテ差出候様仕度候へ共、右証文ニテ御不都合ノ次第モ御座候ハハ銘々所持大坂市中持地ノ家蔵ノ内式拾万両ニテモ又ハ三拾万両ニテモ沾券書類指出可申旨<sup>(ママ)</sup> 三州ノ義ハ正金銀ヨリモ諸札通用ノ方是迄融通宜敷國柄ノ儀ニ付、先試ニ三ヶ年季式拾万両奉願、弁利宜候ハハ年季々明ニ至リ新ニ五拾万両再願仕度、右会社切手毎月發行ノ金高ニ応シ五珠ノ税金相納、北海但馬国津居山ヨリ生野銀山麓迄十八里堤防水際川浚御用途ニ相宛、播州ノ内四、五里旧川堀<sup>(庄)</sup> 弘ケ候ヘハ北海ヨリ南海エ三十里ニ不満通船相開ケ北海運漕莫大ノ好都合ニ付、此御入用エ前書三百万両ノ内私共ヨリ追々薄利ヲ以出金

仕候ハハ諸事抄取可申、但・播二州ノ国境ヨリ両海工流落候川筋ニ付、万一水上連続仕兼候ハハ、国境五、六町荷車相用ヒ両国共水上迄ハ荷船相通候様急度成功可仕、就チハ二州ノ河相通ヒ候蒸氣船并運送川船ヨリ相当ノ船税新ニ御取立相成可然ト奉存候間、費用出銀ノ廉ヲ以、船税ノ内何程カ永世私共工御下奉願上度、手始ノ心得ニテ前件纔ニ式拾万両備金ノ豊岡会社通用切手五珠ノ税相納、川浚并堤防費用ニ宛、此大業成功聊奉報御恩度、此段奉願候。以上

明治五年二月

大坂船町

長田 作五郎

同 大川町

長田 作兵衛

同 玉水町

廣岡久右衛門

豊岡縣  
御府

同 今橋<sup>(二丁目)</sup>

山中善右衛門

○この会社は結局、発足しなかつたが、江戸中期の大坂・江

戸商人による円山川高瀬舟による近廻通船の復活企画として注目される。

(2) 陸運会社・内国通運会社

『豊岡県史』

日限り急度可差出事

右の趣、往還并脇往還の村々へ無漏落可令廻達者也。

豊岡県厅

（明治五年）  
壬申七月十四日

但馬国城崎郡

第一大区

区長

副区長

中

陸運ハ県治豊岡ヨリ生野銀山ヲ経過シ播磨姫路ニ出ル  
ヲ本路トシ、一ハ丹後久美浜ヲ経、峰山・宮津ヨリ京  
都府ニ達ス。  
駅夫・助郷人夫等ハ（明治五年）九月ニ到リ一変惣括シテ陸運  
会社トナリ、八年四月二変シテ内国通運会社ト改称シ、  
爾來一定不易今日ニ至ルト言フ。

(3) 陸運会社取建

「御用留」田中彦右衛門家旧蔵・但馬信用金庫蔵

(4) 陸運会社開業

『豊岡県史』

明治五年九月駅次助郷ヲ廃シ陸運会社開設ニ付、該社

取扱人へ達シ曰、

今般陸運会社開業ノ儀差許候条、來十月幾日ヨリ發行、士民公私ノ區別無之、行旅ノ往来・物貨ノ運輸等總テ規則ノ通相守、其駅定式ノ賃錢受取ノ諸事差支無之様繼立可申事

(五条項、略)

右ノ通、可相心得モノ也。

壬申九月

豊岡県庁

会社取扱人

同上、管下区長へ達シ曰、

今般、陸運会社開業差許候ニ付、來十月幾日ヨリ發行、其地定額ノ賃錢ヲ以、士民公私ノ區別無之、行旅ノ往来・物貨ノ運輸等總テ正実ノ規則相立、諸事差支無之様可取計筈ニ付、会社定式ノ賃錢相払、通行可致候。就テハ從来御用旅行及御用荷物ノ運送等

全テ村役ニ属シ候姿ニテ賃錢モ名ノミニシテ不足勝ナルヲ郡中ニテ弁償致シ候趣ニ付、適宜ノ相対賃錢仮ニ相定置候處、会社取開ニ付テハ右ハ令廢止、公私一般定式賃錢相払候規則ニ候間、向後助郷ハ勿論、村役・町役等ノ名称ヲ以、人夫差出候儀、是又令廢止候事

右ノ通相達候条、小前末々迄無洩可触示モノ也。

壬申九月

豊岡県庁

第幾大区

区長

### (5) 陸運会社規則

『豊岡県史』

明治六年七月管内諸路ニ係ル陸運々費ヲ一定シ該社中へ触達ス。

## 三丹陸運会社改正定額賃錢

乍恐以書付奉願上候

一 目方七貫目持人足壹人  
壹里二付 四百文 平路  
同 四百五拾文 嶺路  
一 先触並手紙類人足壹人  
壹里二付 平均三百三拾文

一 通常夜繼ノ分、午後六時ヨリ午前第四時迄ハ定  
額賃錢五割増ノ事  
右ノ通改正候条、確守可致候。此段相達候也。

豊岡県

明治六年七月

駅逕掛

陸運会社

豊岡県

明治七年一月  
程、偏ニ奉願上候、以上

奥田勘三郎

前号公布ニ依リ陸運会社頭取ヨリ同会社ノ規則ヲ制定  
シ專議スル事左ノ如シ。

○  
田中參事殿

○

陸運会社ノ儀ハ行旅ノ往来・物貨運輸等、人民得便  
利候様深キ御主意ヲ以、御取開相成候処、未タ規則  
モ不相整候哉、或ハ從前ノ問屋、又ハ荷物取扱所等  
于今存在、各自区々ノ取扱仕候ヨリ独リ会社ハ公事  
ノ御用ニ供シ候姿ニテ永続ノ目途難相立哉ニ伝承仕  
候。然ニ從來、飛脚ト称シ物貨運輸候義ハ御禁止ノ  
旨、兼テ御布告ノ趣モ御座候。就テハ更ニ会社規則  
別冊ノ通相定、盛大至便ノ事業取開、公私一般陸運  
ノ事務ハ一切会社ニテ取扱候様仕度、此段御許容ノ

陸運会社規則

(中略)

第二則

一本社ヲ豊岡ニ置キ支社ヲ出石・村岡・峰山・宮

豊岡市蔵

津・舞鶴・福知山・篠山・柏原ニ置キ、其他ノ駅村

契約書

八取扱所相設候事

(中略)

第十二則

一人夫・牛馬ノ無差別、一切陸運ヲ以、營業致度

一 今般各位ノ荷物通送ノ儀、爾後當社へ悉皆御依託  
二相成リ引請運搬スルニ就テハ猶駅々同盟会社ニ於テ  
一層注意シ途中ニ於テ渋滞・損害・紛失・盜難等無之  
様可致候。若シ万々一不注意ヨリ生シ候損害并ニ天災  
タリ共、左ニ署名証印スル各社ヨリ屹度弁償可致候。  
依之為後証、繼立各社連署契約スル処、如件。

豊岡

明治七年四月

陸運会社

明治十一年一月二日

内国通運会社豊岡取次所惣代

○陸運会社は明治八年三月一日付で内国通運会社と改称。

三木喜久治

網場取次所

藤田林五郎

(6) 内国通運会社運送契約

(7)

内国通運会社送状

岡本正氏蔵

同

同

竹田取次所

平位久左衛門

生野銀山町取次所

柴橋 撰次

播磨国川辺駅

内藤清三郎

大至急物

先届 東京日本橋区  
西川岸 天山川滝五郎殿行

人出 差但馬国九日市  
山川又右衛門出

同

佐川儀右衛門殿

同

佐川定次郎殿

豊岡

目量	号	第一			届 東京日本橋区 西川岸	賃 錢割	送り状 相添へ
		百	十	一			
七拾九貫目				姫路ヨリ神戸迄ノ汽車賃ハ編元骨柳ヨリ			
金 賃				是迄 拾荷物当ニ 出居候間、其割合ニ			
				テ御遞送有之度候、此段別テ御沙汰申上			
	候也。						
右差送候条、着直チニ御							
繼立可被降候也。 <small>(下)</small>							

時 間	賃 金	内 訳	繼立問屋名
五月廿二日 七時発			
五月二日 時着	廿九銭六厘竹田迄 付箋共		
五月二十三日 十二時着	三拾三銭六厘竹田迄 付箋共		
五月二十三日 一時発	八拾銭 付箋共 先手数 ヒメジ迄	野 生 田 竹 柴 西木村 橋	鹿 八 岡 豊 児嶋 鳴
五月廿二日 但馬国豊岡 豊田町 通運会社	明治廿二年五月廿二日 但馬国豊岡 豊田町 通運会社	内国通運会社姫路停車場出張所御中	同 会社神戸出張所御中

(1) 敷設の概況 (4) 鉄道

第九章 交通及水利

(中略)

第二節 鉄道

『城崎郡役所事績』

明治二十六年三月、法律第八号ヲ以テ山陽山陰連絡予定線中、兵庫県下姫路・生野間鉄道ハ政府ニ於テ適当ト認ムルトキ私設鉄道会社ニ敷設ヲ許可スルコトヲ得ル法律發布セラレ、次テ播但鉄道株式会社ハ設立サレ、明治二十八年中姫路・生野間鉄道開通サレ、同会社ハ生野以北ノ工事中資金欠乏ヲ來シ絶望ニ頻シタルヲ以テ、時ノ社長内藤利八ハ明治三十二年十一月二十四日・二十五日ノ両日、養父郡八鹿町ニ於テ但馬各郡郡

長及有志ノ会合ヲ求メ延長ニ要スル増資中三十万円（五十円株式六千株）ヲ但馬各郡ニ引受方ヲ懇談シタリ。當時、但馬ハ交通不便ニシテ鉄道ノ延長ヲ熱望セシ際ナリシヲ以テ之ヲ引受クルニ決シ、本郡配当責任額ハ一千二百五十株六万二千五百円ナルヲ以テ郡長ハ町村長会同ヲナシ株式募集ニ閑スル規定等ヲ定メ町村長ノ同意ヲ求メ郡書記ヲ派シテ町村長ト共ニ郡内ノ有志者ヲ訪問セシメ、或ハ自ラ出張シテ勧誘ニ努メタリ。其ノ誠意ハ民間ノ容ルゝ処トナリ、翌年ニ至リ大体予定ノ株式募集ヲ為シ得タルヲ以テ同会社ハ之ニ力ヲ得テ頓<sup>(二)</sup>テ延長工事ニ着手シ、明治三十四年八月生野・新井間ノ開通ヲ見タルモ財界不況ノ為メ払込意ノ如クナラズ、遂ニ山陽鉄道株式会社ニ売却スルノ止ムナキニ至レリ。然レドモ以上但馬各郡ノ後援ハ本鉄道ノ延長ヲ見ルノ効果ヲ取メ得タリ。次テ山陽鉄道株式会社ハ和田山迄延長工事ニ着手シ、三十九年四月一日開通ヲ

見ルニ至レリ。

之ヨリ曩キ政府ニ於テハ山陰鉄道ノ必要ヲ認メ、且私設鉄道会社設立申請ノ関係モアリ、明治二十六年二月鉄道布設ニ閑スル物産、其他貨物輸出入調査ノ為、鉄道技師ヲ當郡ニ派遣シ調査ヲ為スニ際シ、郡ハ大ニ之力調査ニ便利ヲ与ヘ明治二十八年二月調査完結ス。

政府ニ於テハ山陰鉄道敷設ヲ議決シ、国有鉄道法ニヨリ山陽鉄道ヲ買収シタル後、明治三十九年七月山陰線鉄道敷設用地買収ヲ県ニ嘱託シ来り、県ノ吏員ヲ沿道各郡ニ出張セシメ、郡長及上席郡書記ニ用地委員ヲ嘱託シ来リ、郡長ハ県ノ委員ヲ補佐シ、町村長ト共ニ地主ニ折衝シ、其ノ間頑迷ニシテ容易ニ応セサルモノアルモ屢々之カ交渉ヲナシタル結果、漸次之ヲ結了シ工事ヲ見ルニ至リ、明治四十一年七月十日八鹿迄開通シ、其後着々工事進捗シ、明治四十五年三月一日ニ至リ京都・大社間全通スルニ至レリ。